県外で
定期予防接種を受ける方へ

《対象となる方》
- 母親の里帰り出産等で、長期にわたり県外に滞在している場合
- 県外の医療機関等に長期入院又は通院治療中である場合
- その他、やむ得ない特別な理由により、県外に長期滞在している場合

（1） 県外で接種を受けようとする場合は、事前に接種する医療機関を決め医療機関に確認をしてください。

（2） 「予防接種実施依頼書交付申請書」を島原市保健センターへ提出する。

必要書類：母子健康手帳（写しでも可）

（3） 保健センターより連絡後、申請者から希望する医療機関に予約し、自己負担により接種をする。

（4） 接種後速やかに、「島原市定期予防接種に係る償還払申請書」を島原市保健センターへ提出する。

必要書類：領収書写し（接種日、医療機関印、接種したワクチンの種類が記載してあること）

：母子健康手帳の写し（又は予防接種済証）

：振込金融機関の通帳

：印鑑

（5） 「島原市定期予防接種に係る償還払申請書」提出後、島原市より助成決定額が指定口座に振り込まれます。（助成額には上限有り）

※振込金融機関は未成年の場合は保護者の名義となります。

※島原市ホームページ「こどもの予防接種」お知らせ欄に各種申請書がありますのでご利用ください。

島原市保健センター　TEL0957-64-7713